

ビジネスに活かせ、知的財産権！

知的財産権とは、アイデアを形にしたもので特許権、商標権、著作権などの経済的な価値のあるものをいう。
 例えば、メーカーにとっては特許権を登録することだけでも大きなビジネスといえるが、
 他社の特許を活用して製品作りに応用するなどの方法もある。
 また、それらの権利を売買したりすることも多くのビジネスチャンスを生む。
 今回は、広く知的財産に関する資料を展示紹介します。展示資料は貸出しもできます。ぜひご利用ください。

書名	著者	出版社	出版年	NDC分類	資料コード
電子商取引法とビジネスモデル特許	牧野 和夫／著	プロスパー企画	2000.11	007.3	1107896487
IT知財と法務	松田 政行／監修	日刊工業新聞社	2004.8	007.35	1108562763
コンテンツビジネス法務・財務/実務論	土井 宏文／編・著	九天社	2006.6	007.35	1108923121
知って得するソフトウェア特許・著作権	古谷 栄男／著	アスキー	2008.3	007.63	1109411558
ドキュメント知財攻防	日経産業新聞／編	日本経済新聞社	2003.8	021.2	1108441964
ビジネス著作権法	荒竹 純一／著	産経新聞出版	2006.9	021.2	1109006322
著作権ビジネス最前線	久保利 英明／著	中央経済社	2007.7	021.2	1109227136
エンターテインメントビジネスの法律実務	加藤 君人／著	日本経済新聞出版社	2007.12	021.2	1109323150
コンテンツ・ビジネスの推進と著作権制度		著作権情報センター	2008.3	021.2	1109405784
著作権という魔物	岩戸 佐智夫／著	アスキー・メディアワークス	2008.5	021.2	1109413427
デジタル・コンテンツ法のパラダイム	知的財産研究所／編	雄松堂出版	2008.5	021.2	1109464631
音楽ビジネス著作権入門	佐藤 雅人／著	ダイヤモンド社	2008.9	021.2	1109567497
著作権法	三好 豊／著	中央経済社	2008.10	021.2	1109567479
よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編	安藤 和宏／著	リットーミュージック	2002.3	021.23	1108112133
よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編	安藤 和宏／著	リットーミュージック	2002.3	021.23	1108112142
映画・ゲームビジネスの著作権	内藤 篤／著	著作権情報センター	2007.3	021.27	1109164878
知的財産ビジネスハンドブック	中央青山監査法人／編著	日経BP社 日経BP出版センター(発売)	2002.11	336.17	1108275498
図解知的財産マネジメント 最新知財戦略の基本と仕組みがよ〜くわかる本	朝日監査法人／著	東洋経済新報社	2003.10	336.17	1108400139
ビジネス活性化のための知的財産活用		工業所有権情報・研修館	2007.3	336.17	1109138653
営業秘密管理ガイドブック	経営法友会法務ガイドブック等作成委員会／編	商事法務	2007.9	336.17	1109338458
オープンビジネスモデル 知財評価の基本と仕組みがよ〜くわかる本	H・チェスブロウ／著	翔泳社	2007.11	336.17	1109375219
知的財産会計	鈴木 公明／著	秀和システム	2004.10	336.94	1108583048
知的財産会計	広瀬 義州／著	税務経理協会	2006.5	336.94	1108911336
特許実用新案意匠・商標の調査の知識と手順	特許リサーチ研究会／編	日本法令	2001.7	507.2	1108007263
はじめての知的所有権	上原 勉／著	法学書院	2002.4	507.2	1108152611
知的財産法務ガイドブック	経営法友会法務ガイドブック等作成委員会／編	商事法務	2003.8	507.2	1108380457
知財信託の基本と仕組みがよ〜くわかる本	渡辺 宏之／著	秀和システム	2005.7	507.2	1108832063
これからはじめるやさしい知財入門	眞島 宏明／著	日刊工業新聞社	2006.2	507.2	1108857714
中国の知的財産法	創英知的財産研究所／編著	東洋経済新報社	2006.4	507.2	1108881184

書名	著者	出版社	出版年	NDC分類	資料コード
基本からよくわかる知的財産権	前嶋 博／編	日本能率協会 マネジメントセンター	2006.9	507.2	1108988135
知財革命	荒井 寿光／[著]	角川書店	2006.9	507.2	1109007034
変貌する中国知財現場	馬場 錬成／著	日刊工業新聞社	2006.9	507.2	1109017498
知的財産権事典	半田 正夫／編	丸善	2007.1	507.2	1109111103
企業人と理工系学生のための 知的財産権概論	板谷 康夫／著	日刊工業新聞社	2007.5	507.2	1109214488
ライセンス戦略	高橋 伸夫／編著	有斐閣	2007.10	507.2	1109266368
知的財産・著作権のライセンス 契約入門	山本 孝夫／著	三省堂	2008.9	507.2	1109487547
産業財産権標準テキスト 総合編		工業所有権情報・研修館	2008.3	507.2	1109570394
産業財産権標準テキスト 特許編		工業所有権情報・研修館	2008.3	507.2	1109570400
産業財産権標準テキスト 流通編		工業所有権情報・研修館	2008	507.2	1109570410
産業財産権標準テキスト 商標編		工業所有権情報・研修館	2008.3	507.2	1109570429
産業財産権標準テキスト 意匠編		工業所有権情報・研修館	2008.3	507.2	1109570438
特許明細書の書き方	伊東 忠彦／監修	経済産業調査会	2007.3	507.23	1109131115
特許侵害訴訟の実務	関西法律特許 事務所／編	経済産業調査会	2008.6	507.23	1109573725
特許・実用新案の法律相談	村林 隆一／編	青林書院	2009.1	507.23	1109582706
改正中国商標法	岩井 智子／著・訳	経済産業調査会出版部	2003.5	507.26	1108332290
遺伝子ビジネスとゲノム特許	日本感性工学会 IP研究会／編著	経済産業調査会出版部	2001.3	579.93	1107949061
巨額を稼ぎ出すハローキティの生態	ケン・ベルソン／著	東洋経済新報社	2004.7	589.77	1108590356
農林水産事業者のための 知的財産法入門	松本 好史／編著	経済産業調査会	2006.9	615.2	1109019250

知的財産に関する主な用語

◆特許

産業上利用できる新規な発明を独占する権利である。特許権ともいう。特許を取得すれば法律によって発明品を独占的に排他的に製造・販売することができたり、発明した技術を独占的・排他的に利用できる。したがって、他人が発明品を勝手に製造・販売すると特許権の侵害となる。その場合、その行為を中止させたり、ライセンス料を請求したりできる。特許を取得するには一定の手続きが必要で厳格な審査がある。

◆育成者権

1998年(平成10年)に改正された種苗法の下で保護される農作物を対象とした知的財産権である。品種改良で生み出された新しい品種の農作物や花は、種苗法に基づく登録を行うことで育成者に権利が与えられる。この育成者権は「植物の特許」とも呼べる権利で、開発された新品種の種や収穫物を独占的に生産、譲渡できる。あるいは、安い労働力によって不法に生産された外国品の輸入差し止めなどを求めることもできる。

◆商標

商品を購入し、あるいは役務(サービス)の提供を受ける需要者が、その商品や役務の出所を認識可能とするために使用される標識(文字、図形、記号、立体的形状など)を法律上商標という。需要者は、商標を知覚することによって商品や役務の出所を認識し、購入したい商品、または提供を受けたい役務を選択することができる。

◆意匠

意匠法によれば、物品の形状、形状と模様や色彩の結合であり、視覚を通じて美感を起させるものをいう。意匠は物品と離れて存在することができない(意匠と物品の不可分性)。形態性、視覚性、美感性が成立要件とされる。物品には物品の部分も含まれ、物品の部分の形状等についての意匠を部分意匠という。

◆弁理士

特許、実用新案などに関する諸手続きを特許庁に対して代理人として行うことのできる者。それらの行為を職業としてできる国家資格者のこと。つまり弁理士以外の人の特許庁に対して行為の代理を報酬を得る目的で業として行うことができない。近年、外国出願人が日本の特許庁へ出願する場合やその逆の場合など国際的に活動の場が広がっている。

◆著作権

言語、音楽、絵画、建築、図形、映画、写真、コンピュータプログラムなどの表現形式によって自らの思想・感情を創作的に表現した者に認められる、それらの創作物の利用を支配することを目的とする権利をいう。また、著作者が作品の媒体たる有体物の所有権を他人に譲渡した場合でも、その行為によって著作権が消滅したり、移転したりすることはない。例えば、小説家は執筆原稿を出版者に譲渡しても、依然として著作者としての諸権利を有している。

◆知的財産基本法

新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成や、知的財産戦略本部の設置により、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するために2002年(平成14年)できた法律。